

平成30年 第11回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年11月19日

会 場 舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年11月19日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 舘岩会館
- 3 出席した委員

農業委員 11名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 2名

南郷第1	五十嵐 和	南郷第3	目黒久一郎
------	-------	------	-------

- 4 欠席した農業委員 なし

- 5 欠席した農地利用最適化推進委員 1名

田島第4	湯田 慎也			
------	-------	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	廣野 由美
------	--------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

- 7 会議の概要

全員起立で「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。
事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告について」であります。本日は全員出席
しています。
また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席
を求めたところ、南郷第1区の五十嵐和推進委員、南郷第3区の目黒久
一郎推進委員の2名に出席いただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、
7番 渡部一男 委員、10番 室井文一 委員を指名いたします。両名に
は、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局 (局長 会議資料により報告)

議長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありました
らお願いします。

(「なし」の声あり)
議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事件番号1について、調査担当の南郷第1区 五十嵐和推進委員か
ら、調査結果の報告をしてください。

南郷1 五十嵐です。譲渡人が●●●●さん、68歳。譲受人が■■■■さん74
歳です。許可を受けようとする土地が××××ということで、譲受人の
自宅から道を挟んで斜め向かいにある畑です。効率的利用要件は、耕運
機、草刈り機等所有しておりますので問題ありません。農作業常時従事
要件は譲受人の世帯合計の従事に日数は360日ですので問題ありませ
ん。下限面積要件は、申請地は農用地区域ではないので、1㎡以上で問
題ありません。地域との調和要件は地区の奉仕作業等にも参加しており
ますので問題ありません。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に事件番号2について、調査担当の湯田義三委員から、調査結果の
報告をしてください。

3 番 湯田です。譲渡人は79歳、譲受人は70歳です。譲渡人の住所は×
×××ですが、現在体調を壊して入院されております。実家は□□□□
地区ですが、今は誰もいません。譲受人は町内にお住まいです。許可を
受けようとする土地は議案書のとおりです。譲渡人は譲受人の親戚であ
り、無償で譲り渡すということです。いずれも許可条件を満たしている
と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対
してご質疑ございませんか。

7 番 譲受人は、××××の人だと思うんですが、農業をやってるんですか。

4 番 畑を少しやっているということです。従事日数も世帯合計で150日
以上となっています。

3 番 譲渡人は地元にはいない方で、農作業を委託していたようですが、作業
受託者は誰でしたか。

事務局 作業の受託者は把握しておりません。

3 番 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 事件番号3について、調査担当の南郷第1区 五十嵐和 推進委員から、調査結果の報告をしてください。

南郷1 五十嵐です。譲渡人は86歳。譲受人は51歳です。許可を受けようとする土地が××××ということで、譲受人の住宅の隣の畑になっております。効率的利用要件は、耕運機、草刈り機等所有しておりますので問題ありません。農作業常時従事要件は譲受人の世帯合計の従事日数は300日ですので問題ありません。下限面積要件は、申請地は農用地区域ではないので、問題ありません。地域との調和要件は地区の奉仕作業等にも参加しておりますので問題ありません。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、調査担当の田島第4区 湯田慎也推進委員は欠席ですので、事務局から調査結果の報告をしてください。

事務局 事務局の八木沢です。湯田慎也委員が本日欠席ですが事前に調査結果を預かっていますので報告させていただきます。
11月5日に申請人と直接お会いしまして聞き取りをしたということです。今回農地法第4条の申請ということですが、現地は宅地化しております。資料3を見ていただくと、現況写真がありまして、擁壁を含めて赤く着色した部分が今回の申請地であります。平成18年に住宅を新築しまして、申請地が細く長い農地だったものですから施工業者が気付かないで当時転用した農地の境界を誤って宅地に造成してしまっ、今般そのことに申請人が気付いたものですから改めて、転用の申請を行ったという内容です。農地法第4条の許可条件との整合性でいいますと、立地条件ですが申請地は農用地区域ではありません。新興住宅地の地域で住宅が連担する区域にあるものですからこの農地は第3種農地と判断されます。一般基準になりますが、1点目転用行為を行う資力があると

認められない場合につきましては、既に宅地化されていますので問題ありません。2点目転用行為の妨げとなる者の同意を得ていない場合につきましては、申請人が保有する土地でありまして、土地自体に抵当権等の権利の設定はありませんので問題ありません。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがないもの、に関しましても平成18年に既に住宅が建築されていますので問題ありません。4点目申請に係る行政庁の認可等、他の法令との調整が済んでいること、については、法令等の調整が済んでいることにより住宅が建設されていますので問題ありません。5点目、転用面積が申請にかかる事業目的から見て適正であると認められない場合については、最初に転用した農地の面積が494.99㎡あり、今回の申請地が93㎡ありますので、当初の転用面積と合わせて587.99㎡ということになります。農地転用の一般的基準として住宅建築の目安は概ね500㎡とありまして、概ねの範囲としては600㎡程度まで認めるという内容となっています。今回の申請は基準内に収まっているというふうに判断されますので、問題ないと思われれます。最後に6点目、周辺農地の営農条件に支障を生じさせないかについてですが、写真を見ていただきますと擁壁の隣が農地で畑になっていまして屋根の雪が落ちるといったことがありまして。申請人が冬の間雪を片づけて、できるだけ農地にかからないようにしているということでありました。現在まで農地の所有者の方といさかい等の経過もございませんので、こちらの方も問題ないということになっております。以上調査結果の報告をいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事件番号1について、南郷第3区調査担当の

目黒久一郎 推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3

目黒です。申請人は〇〇〇〇さん、××××在住です。公簿上は田となっていますが現況は宅地となっているということで申請されています。経過ですが、昭和の末に車庫を建てて30年以上経過して現在に至っているということです。場所は農用地区域外ということで、要件上は

場所、経過年数ともクリアしています。申請人が県外在住ということで、××××区長さんと一緒に11月6日に現地を見させていただきました。現況写真は資料1をご覧ください。2ページ目に状況写真があります。国道289号沿いに車庫が建っていて、基礎もコンクリートとなっていて、農地への復元は困難であります。以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、事件番号1は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2について、南郷第1区調査担当の五十嵐 和 推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷2

五十嵐です。事件番号2の説明をします。申請人は〇〇〇〇さん。証明を受けようとする土地は、地目が公募上田になっていますが、現況は雑種地です。

ここは●●●●さんが駐車場として利用するよう賃貸契約を結び、平成2年頃に埋め立てたそうです。その後現在まで使用しており

20年以上非農地の状態が続いており、農地への復元は困難となっております。申請地は農振農用地ではありません。以上の点から現況確認証明の対象地と判断します。資料2の2ページに写真がありますのでご覧ください。上部が池となっていて手前が申請地です。以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の廣野です。議案第4号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。利用権設定の内訳の11月分になります。筆数、面積の順で申し上げます。再設定ですが、田が5筆、7,330㎡、畑が0筆です。新規は田が33筆、21,365㎡畑は3筆1,901㎡です。再設定と新規合わせまして、田が38筆、28,695㎡、畑が3筆、1,901㎡、合計41筆、30,596㎡です。10ページから利用権設定の一覧になりますが、今回5筆が再設定、3筆が新規設定になります。番号8につきましては、農地中間管理事業の利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが1名で福島県農業振興公社が借受人となって農地中間管理権を取得するものです。また、11ページから12ページについては田部地区の圃場整備事業地の利用権設定となっています。5月の総会で一時利用指定のうち125筆について審議していただきましたが、今回新たに一時利用指定を受けている農地、従前地33筆についての利用権設定となっています。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の内容を説明いたします。

14ページに伊南地域農用地利用配分計画を載せています。こちらについては先ほどの議案第4号で説明いたしました福島県農業振興公社が借り受けた農地1筆について、今度は〇〇〇〇さんに配分するという計画になっております。〇〇〇〇さんはトマト、水稻の営農をされていまし

て認定農業者となっています。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして報告事項に入ります。事務局から報告してください。

事務局 (事務局長が2アール未満の農業用施設建築届を報告。)

議 長 只今の報告に対して皆さんからご質疑ございませんか。

4 番 現地確認担当の湯田です。畑ですが農振農用地区域外になります。場所は申請人の住宅のすぐ後ろになります。プレハブの軽量鉄骨で2間半の4間の細長い農機の格納庫を作る予定です。以上確認しましたので報告します。

議 長 ほかにありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
ないようですので、報告事項は承認されました。
つぎに協議事項に入ります。
農地利用の最適化の推進に関する意見について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局長が資料に基づいて説明した)

議 長 (議長が意見を求め、渡部一男委員、湯田義三委員、室井文一委員、湯田重行委員、星利信委員、芳賀美紀委員からそれぞれ相互討論の形で発言があり、担い手の経営基盤の強化に関する内容を追加し、色彩選別機等の導入促進の必要性等を盛り込んで、12月総会でさらに議論することとした。)

議 長 次に協議事項の2点目、南会津町農業委員会憲章について、事務局か

ら説明願います。

事務局 (事務局長が資料に基づいて説明した。)

議 長 (議長が意見を求め、質疑応答を行い、南会津町農業委員会憲章について、12月の総会で改正することとした。)

議 長 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が業務日程について説明し、全体で確認した。)

議 長 その他に入ります。何かありますか。

事務局 (事務局長が、県下農業委員会大会での申し合わせ事項である集落話し合い運動の取り扱いについて、町農業委員会方針との整合性の確認をした。)

議 長 そのほか皆さんからありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。

職務代理者 以上をもちまして、平成30年第11回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後3時11分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

7 番

10 番